備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、n、Q_{11}、V_{11}、P_{11}、Q_{12}、P_{12}、V_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、V_{13}、Q_{14}、Q_{15}及びW_{15}は、それぞれ次の数値を表すものとする。	備考　これらの式において、Q_1、W_1、ρ、M、Q_2、W_2、Q_3、W_3、Q_4、W_4、Q_5、q_5、Q_6、q_6、Q_7、q_7、Q_8、Q_9、V_9、P_9、Q_{10}、V_{10}、P_{10}、n、Q_{11}、W_{11}、P_{11}、p_{11}、V_{11}、Q_{12}、V_{12}、P_{12}、Q_{13}、W_{13}、P_{13}、q_{13}、Q_{14}、Q_{15}及びW_{15}は、それぞれ次の数値を表すものとする。
Q_1～n　［略］	Q_1～n　［略］
［削る］	コールド・エバポレータの処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
［削る］	送ガス用蒸発器の公称能力の数値（単位　立方メートル毎時）
［削る］	送ガス用蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
［削る］	加圧蒸発器の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）
［略］	貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）
［略］	［略］
内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）	内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）
加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）	［新設］
加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）	［新設］
加圧蒸発器付貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）	［新設］
加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）	Q_{13}　加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）
［略］	W_{13}　［略］
加圧蒸発器付低温貯槽の常用の圧力の数値（単位　メガパスカル）	P_{13}　加圧蒸発器付貯槽の最高圧縮圧力の数値（単位　メガパスカル）
［削る］	q_{13}　高圧ガスの最大充塡量の数値（単位　立方メートル毎時）
加圧蒸発器付低温貯槽の内容積の数値（単位　立方メートル）	［新設］
Q_{14}～W_{15}　［略］	Q_{14}～W_{15}　［略］
二十～二十六　［略］	二十～二十六　［略］
2　［略］	2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定完成検査機関に係る指定の区分）	（指定完成検査機関に係る指定の区分）
第十三条　法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	**第十三条**　法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　前二号に掲げる完成検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータである製造施設（当該製造施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る完成検査を行う者としての指定	五　専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る製造施設の完成検査を行う者としての指定
2　［略］	2　［略］